



## 令和5年度第2回浜松市福祉有償運送運営協議会の開催について

浜松市福祉有償運送運営協議会は、道路運送法施行規則第49条第3号に規定に基づき、福祉有償運送※の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価及び適正な運行のために必要となる事項等を協議することを目的として設置しております。

今年度第2回目の浜松市福祉有償運送運営協議会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 日時・場所

令和6年2月21日（水）午前10時00分から1時間30分程度  
浜松市役所本館8階 第3委員会室

#### 2 会議内容（次第）

- (1) 令和5年度第1回書面開催の結果報告
- (2) 運行状況報告
- (3) 登録事項変更届出報告
- (4) 令和5年度福祉有償運送運行団体の実態調査報告
- (5) 新規・更新登録の申請に伴う協議
- (6) 収受する対価の変更

#### 3 その他

- (1) 会議は原則公開で開催します（協議事項である（5）、（6）は非公開の予定）。

※福祉有償運送とは、自家用旅客有償運送のひとつで、タクシー等の公共交通機関によっては要介護、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合にNPOや社会福祉法人等が、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行う有償（実費の範囲内で営利とは認められない範囲の対価による）のドア・ツー・ドアの個別輸送サービスです。